

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年10月4日
 要望団体名: 岩手県浄化槽推進協議会

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保	県の浄化槽設置整備事業費補助金については、引き続き所要額の確保に努めていきます。	A		
2 浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引き上げ	国の浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引き上げについては、本年6月に新たな要望項目として国に要望しました。 なお、環境省では、令和5年度概算要求において、汚水処理施設の概成に向け、国の助成率を2分の1とした浄化槽整備加速化事業を盛り込んだところであり、今後、国の動向を注視しながら、関係制度の情報提供をしていきます。	A		
3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設	浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設については、浄化槽を適正に維持管理し、公共用水域の水質保全を図る必要があることから、以前にも国に対して要望し、その際は困難であるとの回答がありました。今後とも機会を捉えて国へ伝えていきます。 なお、環境省では、令和5年度概算要求において、少人数高齢世帯等の維持管理負担軽減のため、公共浄化槽による整備促進・管理向上に向けた事業を盛り込んだところであり、今後、国の動向を注視しながら、関係制度の情報提供をしていきます。	B		
4 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し	面積基準の緩和については、浄化槽からの放流水質確保の観点から、慎重に運用すべきものと考えます。実際の建築確認申請や事前相談においては、利用人員に合わせて個別に対応しており、今後も実態に応じて個別に対応していきます。	B		
5 浄化槽への転換に伴う県費補助の嵩上げ実施	県では、従来から浄化槽本体の設置に対して一部補助を行い、市町村の取組を支援しているところです。 今後、市町村に対して、拡充された国の支援制度の活用に係る意向を把握しながら、県の補助制度のあり方について検討していきます。	B		
6 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活	汚水処理施設の10年概成への取組にあたり、本県においても未普及解消に資する浄化槽整備が必要であると認識しています。 今後、未普及解消や更新需要等の見通しを踏まえつつ、支援のあり方を見極めていきます。	C		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類